

入間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

新旧対照表

改正案	現 行
<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の<u>中核市</u>の長が行う放課後児童健全育成事業における支援に関する研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市 _____ の長が行う放課後児童健全育成事業における支援に関する研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>4・5 略</p>